

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を  
公布する。

令和5年12月6日

京都市長 門川大作

京都市規則第50号

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定め  
る規則

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例（令和5年11月13日京  
都市条例第25号）の施行期日は、令和6年1月1日とする。

（保健福祉局こころの健康増進センター）